

令和4年4月より適用する工事に係る 土木工事積算基準等の改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり土木工事標準積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○土木工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・令和4年度版 国土交通省土木工事標準積算基準等に準拠
- ・上記の改定内容については、別紙国の資料参照

○機械設備工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・令和4年度版 国土交通省機械設備積算基準に準拠

○港湾工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・令和4年度版 国土交通省港湾請負工事積算基準に準拠

○水道施設整備工事における一般管理費等率の改定

(参考)

- ・令和4年度 水道施設整備費に係る歩掛表に準拠

2 実施時期

令和4年4月1日以降の歩掛単価適用の工事より適用

○一般管理費対象経費の実態を反映し、一般管理費等率を改訂

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%



【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

※国土交通省 HP より抜粋